江戸川区薬剤師会倫理委員会規程

(目的)

第1条　江戸川区薬剤師会に所属する薬剤師その他の薬剤師業務に関与する職員(以下「薬剤師等」という。)が行う論文投稿や学術集会での研究発表が、倫理的配慮のもとに取り組まれていることを審議する目的として江戸川区薬剤師会倫理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条　委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1)　ヒトを対象とする研究調査は、ヘルシンキ宣言の精神を遵守し、「臨床研究に関する倫理指針」や「疫学研究に関する倫理指針」に従っていること。

(2)　処方箋調査に基づく研究の場合は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」の内容に留意していること。

(3)　調査対象者への倫理的配慮と個人情報保護に十分注意すること。特に患者さんのプライバシー保護に関しては、患者さんが特定されることのないよう十分に配慮すること。

(組織)

第3条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　副会長　1名

(2)　それ以外の薬剤師　2名以内

(3)　前2号以外の職員（薬剤師以外）　2名

(4)　医学分野以外の学識経験者　1名

2　前項第4号に規定する委員は、会長が委嘱する。

3　委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長は、副会長をもって充てる。副委員長は、委員長が指名する。

5　委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

6　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(委員会の開催)

第4条　委員長は、次の各号に掲げる場合に委員会を開催する。

(1)　第6条第1項に規定する審議の申請があった場合

(2)　委員長が必要と認めた場合

(議事)

第5条　委員会は、委員の3分の2以上が出席し、かつ、第3条第1項第4号の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

2　委員の関与する事項について審議を行うときは、当該委員はその審議に加わることができない。

3　委員会の議事を決するには、出席委員全体の合意を原則とする。

4　委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め意見を徴することができる。ただし、委員以外の者は、審議の判定に加わることはできない。

5　審議結果は、記録として保存し、委員会が倫理的指針として薬剤師会会員に周知する必要があると認めた場合は公表することができる。ただし、個人のプライバシーを侵害してはならない。

(審議の申請)

第6条　薬剤師等は、第2条に規定する事項が生じた場合は、審議申請書(様式第1号)により委員会に対し審議の申請をしなければならない。

2　前項の申請に当たっては、審議の申請をする者の所属する管理薬剤師等の長の承認を受けなければならない。

(審議の判定)

第７条　審議の判定の区分は、次の各号に掲げる表示より行う。

(1)　承認

(2)　条件付承認

(3)　不承認

(4)　非該当

(審議結果の通知)

第8条　審議の結果は、審議結果報告書(様式第2号)により、申請者及び申請者の所属する管理薬剤師等の長に通知するものとする。

(専門部会)

第9条　委員会は、具体的事項を調査し、審議する必要があるときは、特定事項ごとに専門部会を置くことができる。

2　専門部会は、委員長の諮問に基づき、調査・審議し、その結果について意見を付して答申する。

3　専門部会の部会長及び部会委員(以下「委員等」という。)は、委員長が指名又は委嘱する。

4　委員等の任期は、特定の事項の調査・審議の終了時までとする。

5　委員等は、委員長が必要と認めたときは、委員会に出席し、調査・審議事項について説明し、委員会に意見を述べることができる。

(事務)

第10条　委員会の事務は、薬剤師会事務局において処理する。

(補則)

第11条　この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

第12条　論文等に掲載された場合の著作権は江戸川区薬剤師会に属する。編集上の事項を除いて掲載された論文の責任は著者が負う。

附　則

この規定は、平成２５年９月１７日より施行する。